

議 事 日 程

開議日時 令和6年3月1日(金)午前10時

- 第1 会期の延長について
- 第2 陳情の回付
- 第3 議第1号 令和6年度京都市一般会計予算
- 第4 議第2号 令和6年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 第5 議第3号 令和6年度京都市国民健康保険事業特別会計予算
- 第6 議第4号 令和6年度京都市介護保険事業特別会計予算
- 第7 議第5号 令和6年度京都市後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議第6号 令和6年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算
- 第9 議第7号 令和6年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算
- 第10 議第8号 令和6年度京都市土地区画整理事業特別会計予算
- 第11 議第9号 令和6年度京都市土地取得特別会計予算
- 第12 議第10号 令和6年度京都市市公債特別会計予算
- 第13 議第11号 令和6年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算
- 第14 議第12号 令和6年度京都市水道事業特別会計予算
- 第15 議第13号 令和6年度京都市公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議第14号 令和6年度京都市自動車運送事業特別会計予算
- 第17 議第15号 令和6年度京都市高速鉄道事業特別会計予算
- 第18 議第16号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第17号 京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第18号 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第19号 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第20号 京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第21号 京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第22号 京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第23号 京都市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議第24号 京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議第25号 京都市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議第26号 京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議第27号 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議第28号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議第29号 京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第30号 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第31号 京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第32号 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第33号 京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例の制定について
- 第36 議第34号 京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第37 議第35号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 第38 議第36号 京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議第37号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議第38号 京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議第39号 京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 議第40号 京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 議第41号 京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第44 議第42号 京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45 議第43号 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46 議第44号 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について
- 第47 議第45号 京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第48 議第46号 京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第49 議第47号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第50 議第48号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第51 議第49号 指定管理者の指定について（保健福祉局関係）
- 第52 議第50号 特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第53 議第156号 令和5年度京都市一般会計補正予算
- 第54 議第157号 令和5年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第55 議第158号 令和5年度京都市介護保険事業特別会計補正予算
- 第56 議第159号 令和5年度京都市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第57 議第160号 令和5年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算
- 第58 議第161号 京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第59 議第162号 京都市交通安全対策事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 第60 議第163号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第61 議第164号 京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第62 議第165号 京都市立西総合支援学校増築工事請負契約の変更について
- 第63 議第166号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について
- 第64 議第167号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事（電気設備工事）請負契約の変更について
- 第65 議第168号 西陵中学校区小中一貫教育校施設新築工事（空気調和及び衛生設備工事）請負契約の変
更について
- 第66 議第169号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約の変更について
- 第67 議第170号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事（電気設備工事）請負契約の変更について
- 第68 議第171号 小栗栖中学校区小中一貫教育校施設新築工事（空気調和及び衛生設備工事）請負契約の
変更について
- 第69 議第172号 市道路線の認定について
- 第70 議第173号 不動産の処分について
- 第71 議第174号 動産の処分について
- 第72 議第175号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第73 議第176号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第74 議第177号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第75 議第178号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

~~~~~  
〔午前10時開議〕

**議長（西村義直）**ただ今から、令和5年京都市会定例会令和6年3月市会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。山本恵一議員と湯浅光彦議員とにお願いいたします。

~~~~~

議長（西村義直） この場合、市長から発言の申出がありますのでこれを許します。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） おはようございます。お許しを頂きまして、一言、市長就任の御挨拶を申し上げます。

去る2月4日に行われました京都市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御信託を賜り、この度、第27代京都市長に就任いたしました松井孝治でございます。

門川大作前市長は、市民の命と暮らしを最優先に、福祉、教育、子育ての維持・向上に取り組まれるとともに、財政難克服に一定の道筋を付けられました。そして長年の悲願であった文化庁の京都移転の実現など京都の魅力、都市格の向上に御尽力されました。門川前市長の後をお受けし、市長として市会の皆様に御挨拶できますことは誠に光栄に存じますとともに、今、その使命と責任の重大さに改めて心を引き締め、京都の未来のため全身全霊を捧げる決意を新たにいたしているところでございます。

私は、生まれ育った故郷である、ふるさとである京都が大好きで、大好きなこのまちに恩返しをしたいという思いから、10年間の大学勤務を経て、この京都に戻ってまいりました。今、京都市は、若者や子育て世代の市外流出や観光客の集中、混雑、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持、ぜい弱な財政構造など多くの課題を抱えております。そのような中にあっても、まちの魅力を高め、日本中、世界中から住みたい、住み続けたい、働きたいまちに選ばれるには、子育て・教育環境の充実はもとより、学生・若者の起業支援や、我が国のみならず世界を視野に置いた企業立地・人材集結促進に努め、そのための戦略的なエリア開発といった力強い産業政策の推進など更なる京都のまちの活性化に取り組まなければなりません。そして高齢の方から働き盛りの方、若い方、そして未来を担う子供たちまで全ての方々が互いに支え合い、個性を發揮して生き生きと活躍されるまちを作り、新しい公共の発想で、市民、事業者の皆様に、主体的に市政に参加いただき、対話を重ね、課題解決していく市民参加型の行政を進めていくことが、これからの時代に必要です。

私は、突き抜ける世界都市京都をつくるを市政運営の信条に、市民第一主義で人々から選ばれるまち京都、突き抜ける魅力のある文化首都・京都、文化首都を支える強い経済の復活、全ての人に居場所と出番のある京都、全国に先駆ける京都型共生社会モデルの形成、命と暮らしを守る防災・減災対策を政策の柱として、府、国とも連携し持続可能な行財政の確立、公約に掲げた取組の具体化に市民の皆様と共に全力で取り組んでまいります。課題解決には真摯に取り組むつも、市民が希望を胸にわくわくするまち京都を作らなければならないと思うのであります。そのためには、二代表制の下、市政を担う車の両輪である市会議員の先生方と私ども行政とが対等な立場で議論を深めるとともに、パートナーとして協調を図り、信頼関係を構築し、政策を磨き上げ、市民生活の向上を図っていくことが不可欠であります。市会議員の先生方におかれましては、一層の御指導・御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

今後は、私を先頭に、京都市政の大改革、京都百年の計のため、多様なお立場の方々と語り合い、突き抜ける世界都市京都の実現にまい進することをお誓い申し上げ、簡単ではございますが市長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

~~~~~

**議長（西村義直）** この場合、議長から一言申し上げます。

この度発生いたしました令和6年能登半島地震によって被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、不幸にして犠牲となられた方々とその御遺族に対し謹んでお悔やみ申し上げます。

京都市会といたしましても、京都市当局並びに市民の皆様と力を合わせて、復興支援に全力で取り組むことをお誓いいたします。

引き続き、市長から発言の申出がありますのでこれを許します。松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** お許しを頂きまして、一言、申し上げます。

西村義直議長に続き、私からも、能登半島地震によって被災された方々に対し心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた方々とその御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。

京都市では、発災直後から被災地支援として全庁を挙げ延べ1,400名を超える職員を派遣し現地で支援活

動を行っております。後ほど、令和6年度当初予算の提案説明でも申し上げますが、この度の地震を受け、京都市民の皆様への命と暮らしを守る防災・減災対策を強化した予算を編成したところであります。

今後とも、市会の先生方とも連携、協調を図りながら、被災地の復興支援はもとより京都市民の皆様への命と暮らしを守るため取り組んでまいります。

~~~~~

議長（西村義直） この場合、更に議長から御報告申し上げます。

市長から損害賠償の額の決定及び訴えの提起についての専決処分等の報告並びに令和5年度事務事業評価の結果報告及び令和5年度公共事業評価の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和5年9月分ないし12月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程に入ります。

日程第1、**会期の延長**についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期を3月27日まで5日間延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、会期は、3月27日まで5日間延長することに決定いたしました。

なお、今市会の審議期間は、本日から3月27日までの27日間といたします。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第2、**陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました陳情3件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第3ないし日程第75、**議第1号令和6年度京都市一般会計予算、ほか72件、以上73件**を一括議題といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** 令和6年度京都市予算議案の提案に当たり、私の所信と予算案の概要を申し上げます。

この度、私は、門川大作前市長の勇退を受け、過日行われました京都市長選挙におきまして、多くの市民の皆様への御信託を賜り第27代京都市長に就任いたしました。

門川前市長は、4期16年にわたり現地現場主義を貫かれ、築いてこられた、子育て・教育環境の充実、オール京都での文化庁移転の実現など幾多の全国の先進モデルとなる政策を展開され数々の業績を上げてこられました。門川前市長の後を受け、私は、今、その与えられた使命と責任の重大さに改めて身を引き締め、京都の未来のため全身全霊を捧げる決意を新たにしているところでございます。

私は、中京区の旅館で生まれ、兄がいるため商売は継がず世の中のために働けと言われて育ちました。大学進学を機に東京に出て、現在の経済産業省の職員として、また国会議員として、日本の改革モデルづくりがライフワークでございました。その後は大学教授として、将来を担う学生たちと議論を重ねる日々を過ごしてまいりました。そうした中、ふるさと京都への思い、大好きなこのまちに恩返しをしたいという思いを胸に、この度、10年間の大学勤務を経て京都に戻ってきたところであります。

先般の厳しい選挙戦において、市民の皆様への率直なお声を伺っておりますと、京都のすばらしさを改めて感じる一方で、若者・子育て世代の市外流出や観光課題、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持など京都のまちが抱える課題の深刻さを肌で感じたところでございます。今の京都に何が必要なのか。何をなさないといけないのか。今一度、私自身が京都の課題をしっかりと学び直し、課題の克服はもちろんのこと、次の世代に託す種まきのような市政運営をしてまいりたい。同時に、今の魅力ある京都を壊さず、大切なもの

を守るためには、何を変えなければならないのか。そうしたこともしっかりと心に刻みながら、公約に掲げた突き抜ける世界都市京都を実現してまいる決意でございます。

まず、初めに、市政運営の基本的な考え方でございます。

京都には、全国初の番組小学校、コミュニティスクールをはじめ全国に先駆けて市民の皆様が主体的にまちづくりに参画し支え合ってきた誇るべき文化、地域コミュニティの活性化につなげてきた歴史がございます。人口減少、少子高齢化など社会情勢が変化する中におきましても、地域コミュニティの力を維持・向上させ、京都の魅力を更に高めるとともに、日本中、世界中から、京都に住みたい、住み続けたい、働きたい、活躍したいと思われ、人々から選ばれるまちづくりを進めていかなければなりません。

私は、高齢の方から働き盛りの方、そして若い方、更には将来を担う子供たちまで全ての方々が互いに支え合い、その個性を発揮して、生き生きと活躍される居場所と出番のあるまち・京都を作ってまいります。そして市民の皆様が主体的に市政に御参加いただき、対話を重ねながら課題解決を図る市民参加型の行政、つまり私が考える新しい公共を積極的に進め、市民の皆様を主役とした突き抜ける世界都市京都を実現してまいります。その実現に当たりましては、私が公約で掲げました六つの基本政策、市民第一で人々から選ばれるまち京都、突き抜ける魅力のある文化首都・京都、文化首都を支える強い経済の復活、全ての人に居場所と出番のある京都、全国に先駆ける京都型共生社会モデルの形成、命と暮らしを守る防災・減災対策を重点政策分野に位置付け施策を推進してまいります。具体的には、あらゆる分野でオンリーワンの魅力を持つ京都のポテンシャルをいかしながら、市民の皆様への命と暮らしを守る災害への対応力強化、福祉や子育て・教育環境の充実、更には学生・若者の起業支援や我が国のみならず世界を視野に置いた企業立地・人材集結の促進に努め、そのための戦略的なエリア開発といった力強い産業政策の推進など成長戦略の推進、京都のまちの更なる活性化に取り組んでまいります。

さて、今回提案させていただいております令和6年度予算につきましては、私の市政運営の出発点となる予算でございます。公約におきまして、市民の皆様にお約束した施策を盛り込み予算を提案すべきところでございますが、市長就任から間もない状況でございます。さりとて、市政は1日たりとも停滞させてはけません。そこで、今回の予算を当初予算の第一次編成と位置付け、義務的な事業や継続事業に要する経費を計上するとともに、公約で掲げた施策のうち年度当初から実行が必要な施策を、新規・充実予算として計上し、本市会に提案させていただくことといたしました。私が、公約で市民の皆様にお示した施策につきましては、具体的な実施方法や時期を検討のうえ、順次、予算化してまいる所存であります。特に、令和6年度中に着手すべき施策につきましては、直ちに具体的な検討に入っており、当初予算の第二次編成として、追加予算を次の5月市会に御提案してまいります。

次に、第一次編成の考え方でございます。人件費、市債の返還を行う公債費、生活保護等の社会福祉関連経費やごみ処理経費などの、いわゆる義務的な経費と、福祉、子育て支援、教育、防災・減災をはじめとした継続事業について必要額を計上するとともに、施設の維持修繕等を行う投資的経費につきましては、工事の継続や、工程上、年度当初から着手が必要な事業等を計上しております。

そして新規・充実事業につきましては、令和6年度当初から速やかに着手が必要な事業として、防災・減災、観光課題など喫緊の社会課題への対応が必要な事業、国及び京都府等との協調により、取組を進めていくことが必要な事業、改正済法令等への対応、早期に人員確保等が必要な事業を予算計上しております。

今回、特に重点的に強化した予算は、次の2点でございます。一つ目は、命と暮らしを守る防災・減災対策でございます。令和6年1月の能登半島地震を受けて、京都市といたしましても、発災直後から緊急消防援助隊、保健師など多くの市職員が被災地で支援活動を行っております。派遣職員からは、耐震性の低い建物の倒壊や老朽水道管の破損、道路の寸断による救助や物資輸送の困難性、避難所環境の向上、地域における初期消火や防災等の重要性を強く実感したとの報告がございました。こうした課題に直ちに対処するため、市民の皆様への命と暮らしを守るために必要な建物の耐震化、密集市街地、道路防災、避難所環境、共助による防災など防災・減災対策を強化した予算を編成してございます。

2点目は、市民生活と観光の調和に向けた観光課題への対策でございます。観光は、幅広い産業につながり、経済や雇用、文化芸術を支える京都の大切な基幹産業であります。一方で、インバウンドの本格的な回復により、一部観光地や市バスの混雑、マナー問題等の課題について、更なる対応が必要な状況にあります。そこで、市民生活と観光の調和に向けて、混雑緩和に資する市バスの増車、市民利用と観光利用のすみ分け

に向けた観光特急バスの新設、JR京都駅の新たな駅舎及び自由通路の整備、観光マナー啓発など混雑対策や受入れ環境整備を強化した予算を編成しております。

次に、第一次編成の概要についてでございます。令和6年度予算は、令和5年度予算に続き収支均衡予算といたしております。予算規模は9,514億円で、令和5年度予算比で199億円の増となっております。市税収入は、過去最高の3,178億円、令和5年度予算比で50億円の増収を見込むとともに、地方交付税等については755億円を見込んだ結果、一般財源収入は4,608億円となり、コロナ禍前の令和元年度水準から177億円増加する見込みとなっております。また、これまで赤字補填のために公債償還基金から取り崩してきた、いわゆる過去負債につきましても、計画的な返済に向けて10億円を計上しており、令和2年度末に最大642億円あった過去負債の残高は、460億円まで縮減いたします。さらに、一般財源収入4,608億円から、第一次編成で必要な歳出の一般財源を控除した42億円と、令和5年度3月補正予算における市税の上振れ分7億円の合計49億円につきましても、第二次編成の財源とするため財政調整基金に積み立てております。

次に、今後の行財政運営についてでございます。

京都市は、市域の4分の3が森林、高層の建築物を建てにくい、学生の割合が高いなど京都ならではの強みや魅力が財政面では残念ながら弱みとなっております。これらの財政構造上の課題に加えまして、今後、過去負債の返済、高齢化による社会福祉関連経費の増加、労務・資材単価の上昇、景気変動リスク等への懸念など京都市の財政は依然として油断できない状況であります。

そこで、私は、市民の皆様の公への思いや心意気をいかした住民参加型の京都ならではの行財政改革を推進してまいり所存であります。このため、私自身が、京都市の施策等を集中的に点検し、市民の皆様からの様々な御意見を積極的に広く頂戴しながら、新たに持続可能な行財政を推進するための計画を令和7年度当初予算の提案に併せて策定し行財政改革を進めてまいります。同時に、成長戦略の推進が重要であります。京都の強みである文化をいかしたまちづくり、子育て・教育環境の充実、都市計画の見直しや企業立地促進など人口減少対策等を積極的に推進することで足腰の強い財政基盤を安定・強化し、ひいては持続可能な行財政の確立につなげてまいります。

続きまして、突き抜ける世界都市京都の実現に向けた、新しい京都を切り開く六つの基本政策の概要及び主な事業について御説明させていただきます。

まずは、重点政策の1点目、市民第一主義で人々から選ばれる京都についてでございます。府市協調による子供、保護者の視点に立った子育て・教育環境の向上、若者・子育て世代の流出防止等により都市の魅力を高め、内外の人々から選ばれるまちを目指すことが重要であります。これらを踏まえ、第一次編成では、新規・充実予算として、出産直後のサポート体制の強化に2億1,000万円を計上し、希望される全ての方が産後ケアを利用できる環境の整備や、医療機関で受診する1か月児の健康診査費用を新たに助成するなど取組を充実してまいります。

次に、障害のある子供等が地域で当たり前のように生活できる環境の整備に2億8,800万円を計上し、府市協調の下、新たに重度の精神障害のある方の医療費負担を軽減、さらに、若年がん患者の方が住み慣れた自宅等で過ごせるよう在宅療養生活の介護サービス利用料等を新たに助成してまいります。また、障害のある子供やその家族、支援機関へのサポート体制、学校に通学される医療的ケア児の看護体制を強化してまいります。

次に、児童生徒の学び向上、教育環境の充実に5億8,600万円を計上し、京都市独自による教員の配置拡大を実施するなど喫緊の課題である教員の担い手不足の対策を強化するとともに、児童生徒の多様な学びの場の確保など不登校対策を強化してまいります。さらに、全員制中学校給食につきましても、できる限り早期の実現に向け、令和10年度の運用が可能となるよう給食センターの整備に早期に着手してまいります。また、小中学校の空調設備更新に向けた調査の実施や学校体育館の空調設置を検討してまいります。

次に、重点政策分野の2点目、突き抜ける魅力のある文化首都・京都についてでございます。京都府や近隣自治体と緊密に連携し、文化首都・京都にふさわしい大京都圏の創出、更には文化庁をはじめ国との密接な連携により京都の魅力を更に高め国内外に発信するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の実現等により突き抜ける魅力のある京都を目指すことが重要であります。

今回の新規・充実予算では、市民生活と観光の調和に向けた観光課題への対策として8億9,800万円を計上しております。冒頭でも申し上げましたように、混雑緩和に資する市バスの増車、市民利用と観光利用の住み分けに向けた観光特急バスの新設、JR京都駅の新たな駅舎及び自由通路の整備、観光マナー啓発など観

光課題の解決に向けて取り組んでまいります。

次に、重点政策分野の3点目、文化首都を支える強い経済の復活についてでございます。

京都は、幾多の困難を創造と革新で乗り越え、伝統産業から先端産業まであらゆる産業が重層的に重なり合っております。地域企業の経営基盤の強化、スタートアップ支援、企業立地促進、芸術家や起業家、経営人材など優れた才能の交流等により強い経済を復活させていくことが重要であります。

今回の新規・充実予算では、創業支援、企業立地促進の強化に3,900万円を計上し、力強い産業政策をより一層促進していくため、成長段階に応じた支援等によるスタートアップ等の創出と成長を推進していくとともに、らくなん進都の企業立地を一層促進するため、本社、工場等の新增設等に対する支援制度を充実してまいります。さらには、大阪・関西万博を契機に、地域企業の海外展開や海外からの投資拡大に向けて、海外企業等の訪問・視察を誘致するなど取組を充実してまいります。

次に、重点政策分野の4点目、全ての人に居場所と出番のある京都についてでございます。京都が誇る学区単位の住民組織と行政が積極的に連携することにより、市民の安心・安全を支えてまいります。同時に、誰一人置き去りにしないよう行政が地域ぐるみで包括的に相談を受け止め社会とのつながりや参加を支援するとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会、役割を生み出す支援を一体的に実施する、いわゆる重層的な支援体制の構築等により全ての人に居場所と出番のある京都を実現していくことが重要であります。

今回の新規・充実予算では、重層的支援体制の構築に5,200万円を計上し、複雑、多様化した困難な問題を抱える女性に対する総合支援窓口の設置、さらには、子育て支援活動いきいきセンター、いわゆるつどいの広場を1か所増設し地域ぐるみで多様な世代と交流する場を拡充してまいります。

次に、重点政策分野の5点目、全国に先駆ける京都型共生社会モデルの形成についてでございます。京都は、地球温暖化対策に関する初めての国際的な約束である京都議定書が採択された地であり、全国初の地球温暖化対策に特化した条例を制定するなど環境先進都市としての取組を進めてまいりました。今後は、CO<sub>2</sub>排出量ゼロに向け、循環型社会の構築と生物多様性の保全、森林の持つ多面的機能を最大限にいかすことなどにより京都型共生社会モデルを形成していくことが重要であります。

今回の新規・充実予算では、京都型共生社会モデルの推進に1,800万円を計上し、運輸部門の脱炭素化促進に向けて自動車運送事業者に対する電気自動車等の車両導入支援を実施してまいります。また、府市協働によるきょうと生物多様性センターを核に、保全活動の支援等を拡充し、新たな活動を創出。さらには、自然と調和した環境負荷ゼロを目指す農業モデルの構築支援等に取り組み、全国に先駆ける京都モデルの形成を推進してまいります。

次に、重点政策分野の6点目、命と暮らしを守る防災・減災対策でございます。冒頭でも申し上げましたとおり、令和6年1月の能登半島地震で明らかとなった耐震性の低い建物の倒壊や水道管の破損、道路の寸断等の課題に対応するため、建物の耐震化や道路防災、避難所環境、共助による防災の強化など命と暮らしを守る防災・減災対策を強化してまいります。

今回の新規・充実予算では、建物等の耐震・防火対策の強化に4億1,800万円を計上し、能登半島地震での課題を十分に踏まえ、京町家や木造住宅の耐震、防火改修に対する補助額を全国最高水準となる従来の2倍以上に引き上げるとともに、命を守る観点から、全国先進的な取組として安価で即効性のある簡易改修も幅広く支援するなど支援を強化してまいります。さらに、狭い道における道路幅の確保など密集市街地対策を強化してまいります。そしてこれらの対策の実効性を上げるため、自治会や自主防災会等と地域ぐるみの取組を強化してまいります。

次に、地域防災拠点の充実に5,700万円を計上し、災害用備蓄物資の拡充を行い子供や女性など避難の際に配慮が必要な方への対策を強化してまいります。また、先ほど御説明申し上げた学校体育館の空調設置の検討を行うとともに、災害用マンホールトイレの整備を更に推進してまいります。

次に、地域における消防・救急機能の対応力強化に13億9,000万円を計上し、大規模災害時における共助の力の更なる向上を目指した訓練・研修を充実するほか、北部山間地域に救助活動機材等を増強することで、地域防災力の更なる向上を図ってまいります。

また、令和9年度からの京都府南部消防指令センターの運用に向けて、共同整備に着手してまいります。さらに、119番通報の際に、通報現場と消防指令センターを映像でつなぐ119映像通報システムを導入するほ

か、増加する救急需要に適切に対応するため日勤機動救急隊を増隊するなど市民の皆様の命と暮らしを守る消防救急体制の確保につなげてまいります。

また、防災インフラの強化につきましては、これまでからの継続事業に加えまして令和5年度12月補正予算で計上し令和6年度に繰越しを行う事業を含め昨年度比8パーセント増となる445億円の予算を計上しております。橋りょう耐震化や老朽化修繕、都市基盤河川の改修など道路橋りょう整備・河川浸水対策に56億円、水道・下水道の管路や施設の改築更新・地震対策など上下水道施設の機能維持・向上対策に328億円、雨水幹線整備等に61億円を計上しております。

次に、公営企業会計、特別会計の状況についてでございます。公営企業会計については、一般会計と異なり地方公営企業法の趣旨に鑑み通年予算としております。

まず、市バス・地下鉄事業についてでございます。令和5年度は、コロナ禍前の状況には及ばないものの、市バス・地下鉄の御利用は回復傾向にございます。また、あらゆる経営改善の取組、国の積極的な財政支援もあり、令和元年度以来4年ぶりとなる市バスで6億円、地下鉄で8億円の経常黒字を見込んでおります。なお、市バスにおいては、国の支援がなければ、実質0.5億円の赤字であり、依然として厳しい経営状況となっております。令和6年度は、引き続き、コロナ禍前の状況までお客様数の回復を見込めないことに加え、車両・設備の老朽化対策、燃料費、人件費等の高騰の影響も大きく、経常損益は市バスで6億円、地下鉄で3億円の赤字を見込んでおります。

厳しい経営状況ではございますが、交通事業者として最大の責務である安全運行の徹底を最優先に、市民利用と観光利用の住み分けに向けた市バスにおける観光特急バスの新設をはじめ市バス車両の増車や地下鉄の既存車両への車内防犯カメラの設置など安全・安心の取組とバス停上屋の新設の再開など利便性・快適性の向上に積極的に取り組むなど持続可能な公営交通として社会課題解決や都市の成長戦略に貢献する予算を編成しております。

なお、市バスの運賃改定につきましては、交通局において徹底した経営改善を推し進めたうえで、私が先頭に立って、国との連携により財源を確保して回避してまいります。

次に、水道・下水道事業についてでございます。令和6年度は、市民の皆様にとって重要なライフラインである水道・下水道を守り続けるため、長期的な視点に立ち、老朽化した配水管の更新をはじめとした震災対策、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備など着実に推進してまいります。

水道料金・下水道使用料収入は、事業用の水量の増加により令和5年度見込みと比べ微増を見込んでおり、物価高騰の影響が継続する中におきましても、業務執行体制の見直し、民間活力の導入をはじめ効率的な事業運営に努めてまいります。また、企業債残高につきましては、建設改良事業を着実に推進しつつ国の交付金等を最大限活用することで、企業債の発行を抑制し残高削減を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業についてでございます。令和6年度は、京都府から示された納付金が、法改正の影響や一人当たり医療費の増加等の影響により、前年度から28億円増加しております。さらに、被保険者数の減少による保険料収入の影響等もあり、一般会計からの財政支援64億円を前年度から維持したうえでも、なお収支不足が67億円生じており、本来は保険料を引き上げる必要がございました。しかしながら、納付金の増加分28億円のうち15億円につきましては、法改正による前期高齢者交付金の算定方法変更に伴う一時的な影響であるため、この影響が被保険者に及ばないように一般会計から臨時支援を行ってまいります。さらに、引き続き、物価高騰が続いている状況も踏まえ、その他の納付金の増加分13億円につきましても、国の臨時交付金を財源に一般会計からの臨時支援を行い、被保険者の負担軽減を図ってまいります。そして、それでも、なお生じる収支不足39億円につきましては、保険料の急激な引上げが生じないよう積み立てた国民健康保険事業基金を39億円活用することで、前年度に続き保険料率を据え置いてまいります。

今後の安定的な国保財政の運営に向けては、国保財政運営の責任主体である京都府と府市協調で進めるとともに、引き続き、保険料の徴収率向上等による歳入の確保、医療費の適正化に取り組み、国に対しては、医療保険制度の一本化と、それが実現するまでの間の更なる財政支援の拡充について強く要望してまいります。

御説明いたしました本議会に提案しております令和6年度京都市予算は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて合計1兆8,247億円、会計ごとの予算額は、一般会計9,514億円、特別会計6,211億円、公営企業会計につきましては、上下水道事業1,529億円、交通事業993億円となっております。

以上が令和6年度予算議案の大要でございます。私からは以上でございます。

その他、本議会に御提案申し上げております各議案の大要につきまして、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**議長（西村義直）** 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

**副市長（岡田憲和）** それでは、私から、本議会に御提案いたしております各議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、令和5年度議案についてでございます。

議第156号から議第160号までの5件は、いずれも補正予算でございます。

この度の補正予算は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の財源等を活用し、所得税・住民税の定額減税等の対応に加え、福祉・子育て・教育環境の充実、農業者の支援、市場整備を推進するとともに、後年度の事業推進のため基金の追加積立等を行うほか、社会福祉関連経費等の過不足調整の対応等を行う経費として計187億6,900万円を補正しようとするものでございます。

初めに、国の経済対策等を踏まえた市民生活の更なる向上についてでございます。

現在、国において経済対策として進められている定額減税について、その恩恵を十分に受けられない方や新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯、低所得者の子育て世帯を対象に京都市くらし応援給付金を早期に給付するための事務経費を補正するとともに、減税の実施に向けた関連システムの改修を行ってまいります。

次に、住民基本台帳法等の改正により戸籍の附票及び住民票等への振り仮名の追加が法制化されたことを受け、対応するシステムの改修を行ってまいります。

また、障害者福祉施設の新規整備に助成を行うとともに、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付である、仮称でございますが、こども誰でも通園制度の創設を見据えた試行的事業を実施してまいります。

ほかにも、市立高校におけるICT機器の整備等を行う高等学校DX加速化推進事業、農業者が高温対策を図る機器等の導入を支援する農業高温対策支援事業、中央卸売市場第一市場の新青果棟整備を実施してまいります。

続いて、後年度の事業推進のための基金積立等についてでございます。

国民健康保険料については、国の法改正に伴い京都府への納付金が増加いたしました。臨時的な増加要因であることを踏まえ、保険料に直接的な影響を与えないよう、令和6年度、7年度における影響分を基金に積み立て保険料引上げの抑制に活用してまいります。

加えまして、令和4年度決算で生じた累積黒字について、今後の一時的な要因による保険料の急激な引上げ等に対応するため基金に積み立ててまいります。

また、必要経費が見込みを下回ったことにより不用が見込まれる臨時交付金充当事業の減額、市営住宅跡地等の売却益の基金への積立、定年引上げの影響による退職手当の減額及び同額の基金への積立、当初の想定を上回るふるさと納税寄付金の積立等を実施するとともに、今後の令和6年度第二次編成予算における新規・充実事業等の財源に活用するため、財政調整基金への積立を行ってまいります。

続いて、社会福祉関連経費等の過不足調整その他についてでございます。

社会福祉関連経費等において、国庫支出金等の返還や給付実績に合わせた過不足の調整等を行うとともに、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続等を受け、公共施設における光熱費が当初想定を下回ることによる減額、クリーンセンターにおける余剰電力の売電収入について当初の想定を上回る分の財源更正を行ってまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託業者による不正請求を受けた国庫支出金の返還に向けた基金積立、障害者相談支援事業について国から課税対象である旨が示されたことを受けた消費税額の遡及補填を行ってまいります。

なお、今回の補正予算には計上してございませんが、能登半島地震の被災地及び被災者支援につきましては、既定経費・体制により速やかに対応しております。

そのほか、関係機関等との協議に時間を要したこと等を受け、一部事業において、繰越明許費を設定いたします。以上が、令和5年度補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正等についてでございます。初めに、議第161号京都市国際親善交流基金条例の一部改正は、国際交流会館の整備及び京都ケルン姉妹都市提携60周年記念事業の実施に必要な財源に充てるため、基金の一部を処分しようとするものでございます。

次に、議第162号京都市交通安全対策事業基金条例の廃止は、市民の交通安全の確保に関する事業を実施するため基金の全額を処分したこと等に伴い、これを廃止しようとするものでございます。

次に、議第163号京都市緑化・公園管理基金条例の一部改正は、緑化事業の推進等に必要な財源に充てるため、篤志緑化・公園管理基金の一部を処分するとともに、受納した寄付を同基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議第164号京都市都市公園条例の一部改正は、公園の魅力向上、さらには地域の価値向上を目的として創設した、仮称でございますが、P a r k－U P事業の推進に向け、地域又は地域をサポートする団体が、当該公園内に店舗等を併設することが可能な地域交流施設を設置する場合において、建蔽率を10パーセント上乘せしようとするものでございます。条例の改正等については、以上でございます。

続きまして、契約議案でございます。初めに、議第165号は、京都市立西総合支援学校増築工事に係る請負契約の変更であり、工事内容の変更や賃金及び材料価格の上昇等に伴い請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第166号から議第171号までの6件は、いずれも西陵中学校区小中一貫教育校及び小栗栖中学校区小中一貫教育校の新築工事に係る請負契約の変更であり、工事内容の変更や賃金及び材料価格の上昇等に伴い、建築主体工事、電気設備工事並びに空気調和及び衛生設備工事について、それぞれ請負金額を変更しようとするものでございます。契約議案につきましては、以上でございます。

続きまして、議第172号は市道路線の認定でございます。

次に、議第173号不動産の処分は、京都市立伏見工業高等学校の土地を脱炭素仕様の住宅街区の創出への活用を図るため、売り払おうとするものでございます。

次に、議第174号動産の処分は、京都市中央斎場における残骨灰減容化に伴い生じた貴金属を売り払おうとするものでございます。

最後に、議第175号から議第178号は、本市が有する債権について支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。令和5年度議案につきましては、以上でございます。

続きまして、令和6年度議案について、御説明申し上げます。まず、議第1号から議第15号までの令和6年度予算議案は、先ほど市長から御説明申し上げたとおりでございます。

次に、条例の制定及び改正等についてでございます。初めに、議第16号京都市職員定数条例の一部改正は、事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い職員の定数を改定しようとするものでございます。

次に、議第17号京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び京都市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第18号京都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業中の会計年度任用職員について、常勤職員と同様、令和6年度以後、勤勉手当を支給しようとするものでございます。

次に、議第19号京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第20号京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄付金を定める条例の一部改正は、条例で指定するN P O法人劇研から条例指定の継続の申出がなかったため、当該法人に係る指定を解除しようとするものでございます。

次に、議第21号京都市証明等手数料条例の一部改正及び議第23号京都市印鑑条例の一部改正は、更なる市民サービスの向上とコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、区役所・支所において、コンビニ交付サービスと同様の行政キオスク端末を設置すること等に伴い、必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第22号京都市元離宮二条城条例の一部改正は、本丸御殿の供用を開始することに伴い、観覧料等を定めようとするものでございます。

次に、議第24号京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正、議第25号京都市特別養護老人ホーム条例の一部改正、議第30号京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正及び議第33号京都市老人短期入所施設条例の廃止は、本市が設置する老人短期入所施設について、より安定した運営を行うことができる特別養護老人ホームに転換すること等に伴い、関係条例の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第26号京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部改正は、京都市みぶ身体障害者福祉会館を移転させることに伴い、施設の位置を変更しようとするものでございます。

次に、議第27号京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正は、重度心身障害者医療費支給制度について、現在の制度の対象である身体及び知的障害のある方に加え、新たに精神障害のある方も対象とするため、必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第28号京都市国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険法の一部改正等に伴い、保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定するなど必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第29号京都市介護保険条例の一部改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、国が定める介護保険料の所得段階区分の標準段階数が多段階化される趣旨を踏まえ、本市におきましても、より所得に応じた負担となるよう所得段階区分を見直すなど必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第31号京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正は、宿泊サービス事業者において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならないこととするものでございます。

次に、議第32号京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一部改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第34号京都市児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正に伴い児童自立生活援助事業の実施場所が拡充されることから、設備の基準等を定めようとするものでございます。

次に、議第35号宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、宅地造成等規制法が、宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い、京都市都市計画関係手数料条例ほか2条例について規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第36号京都市都市計画関係手数料条例の一部改正は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存の建築物に対する制限の適用のうち接道義務及び道路内建築制限に係る認定制度が新たに定められることから、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第37号京都市市営住宅条例の一部改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第38号京都市道路占用料条例の一部改正、議第39号京都市里道管理条例の一部改正及び議第40号京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部改正は、占用料等の適正化を図るため、固定資産税評価額の変動を反映した額等に改定しようとするものでございます。

次に、議第41号京都市消防関係手数料条例の一部改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく審査に係る手数料を改定するなど規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第42号京都市火災予防条例の一部改正は、建築基準法の一部改正に伴い屋内消火栓設備等の設置に関する基準等の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第43号京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正は、市民生活と観光の調和を図ることを目的に、市民利用が多い路線と観光利用が多い路線を住み分けるため、一般バスと異なる運賃を設定した観光特急バスを新たに運行するため、その運行に係る旅客運賃の設定など必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第44号京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第45号京都市水道事業条例の一部改正は、受益者負担の適正化を図る観点から、指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申請に対する審査に係る手数料等を定めようとするものでございます。

次に、議第46号京都市公共下水道事業条例の一部改正は、受益者負担の適正化を図る観点から、指定下水道工事事業者の指定及び更新の申請に対する審査に係る手数料等を定めようとするものでございます。

条例の制定及び改正等については、以上でございます。

続きまして、議第47号から議第49号までの3件は、いずれも指定管理者の指定であり、保健福祉局が所管する公の施設について指定管理者を指定しようとするものでございます。

最後に、議第50号は、本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定しようとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の大要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（西村義直）** この場合、お諮りいたします。ただ今議題となっておりまして議案73件のうち、議第156号ないし議第160号の5件については審議を続行し、残余の議案の審議はこの程度にとどめたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、さよう決めます。

みちはた弘之議員。

**みちはた弘之議員** 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっておりまして議第156号から議第160号の5件については、67名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、慎重審議願いたいと思っております。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（西村義直）** ただ今、みちはた弘之議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今のみちはた議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よってみちはた議員の動議のとおり決めます。

なお、予算特別委員は、全議員67名の方々を指名いたします。

~~~~~  
議長（西村義直） 本日の審議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会いたします。

〔午前10時55分延会〕
~~~~~

議 長 西 村 義 直  
署名議員 山 本 恵 一  
同 湯 浅 光 彦